

## 福井県

### 『福井県配偶者暴力被害者等および困難な問題を抱える女性支援 計画（案）』に関する県民パブリックコメント 意見募集の結果

令和6年3月29日  
福井県健康福祉部児童家庭課

「福井県配偶者暴力被害者等および困難な問題を抱える女性支援計画（案）」について、県民の皆様から貴重な御意見をいただき、厚くお礼を申し上げます。提出された御意見の概要等を、下記のとおり公表します。

1 募集期間

令和6年2月13日（火）～3月5日（火）

2 意見件数（提出者）

25件（5名）

3 提出された御意見の概要および県の考え方

別紙のとおり

4 問い合わせ先

福井県健康福祉部児童家庭課

TEL：0776-20-0343（直通）

FAX：0776-20-0640

メール：[jidou@pref.fukui.lg.jp](mailto:jidou@pref.fukui.lg.jp)

## 「福井県配偶者暴力被害者等および困難な問題を抱える女性支援計画（案）」 に関する県民パブリックコメント意見募集結果と県の考え方

○意見募集期間 : 令和6年年2月13日（火）～3月5日（火）

○意見件数（意見提出者数） : 25件（5個人・団体）

### 第3章 計画の基本的方向

	意見概要	県の考え方
1	「法律等の枠組みにとらわれることなく」の文意を詳細に明らかにしてほしい。法律にとらわれない支援を進めるように読めるため、「法律等の枠組み」を削除してはどうか。本計画の全部について、法的な枠組みに従った記載になっており問題ない旨を回答いただきたい。	ご指摘を踏まえ、内容を整理し記載内容について再検討します。
2	「生物学的性別や性自認（中略）とらわれることなく」とあるが、本計画での支援について、DV被害者や被支援者の同伴者ではない、法的には男性である「性自認が女性であるトランジジェンダー」ではない者も対象とするのか。対象ならば県独自の判断のため、その根拠を明示するべき。	ご指摘を踏まえ、内容を整理し記載内容について再検討します。
3	共同親権導入の問題もありDV被害者の不安が大きいため、DVや虐待を軽視することのない支援体制をお願いしたい。	共同親権導入に関する対応については、今後の国会等の議論や法律等の内容を十分に踏まえた対応を行うとともに、課題等がある場合は、関係機関と連携の上、適切に対応していきます。

### 基本目標Ⅰ 「安心して相談できる体制づくり」

	意見概要	県の考え方
4	学校への出前講座など未成年への学校等を通じた啓発活動について、保護者への内容の事前公開を規定してはどうか。	出前講座については、ご意見を踏まえ、具体的な実施内容を今後検討していきます。
5	相談支援員の育成を推進してほしい。特に夜間の相談について、相談員の質の担保と権利擁護の徹底を強く求める。	本計画における支援対象者への相談支援に従事する職員すべてに対し、県が実施する各種研修会への参加を義務付けるなど、相談支援の質の向上を図っていきます。
6	外国人への支援体制について具体的な取り組みが必要であると思う。	外国の方への支援は重要課題であると考えております、現在も国際関係機関等と連携した支援に取組んでいるところです。今後も、外国の方が利用しやすい相談体制の充実に取り組むこととしております。
7	受け皿の少ない40歳以上の中高年シングル女性の視点も取り入れてほしい。年齢や子どもの有無で区切らず、すべての女性を受け入れる包括的な支援であることを期待する。	年齢や子どもの有無で支援対象者を区別するようなことがないよう支援を行っているところですが、「支援を必要としている方が誰でも相談していい」ということを全ての県民に向けて発信していきたいと考えています。

### 基本目標Ⅱ 「安全確保に関する取組みの充実」

	意見概要	県の考え方
8	同伴する児童個人の権利を明記し、かつ具体的な対応も記載されていることは素晴らしい。DV被害者等である親が子に対しては虐待加害者となる事例も多く、児童個人の権利が独立して守られるようにしてほしい。	同伴児童の支援においては、配偶者暴力相談支援センターや女性相談支援センターだけでなく、児童相談所とも連携して支援を実施し、児童個人の権利擁護を図っていきます。
9	緊急時などに取得した個人情報が速やかに警察等の関係機関と共有がなされるよう、システム化するべき。	警察等とは、現在も密接に連携して支援を行う仕組みを構築しています。システム化については、必要性等を検証し今後検討していきます。
10	一時保護委託や民間機関との連携について、民間機関としてできる限り協力したい。	民間支援団体との連携は重要な取組みであり、更なる連携強化を図っていきます。

### 基本目標Ⅲ「途切ることのない自立支援」

	意見概要	県の考え方
11	支援対象者の生活保護制度の利用のため福祉事務所を連携機関に加えるべき。	福祉事務所は、本計画の根拠法において連携することを想定しているものであり、本計画においても、支援の中核的な機関と位置付けております。
12	自立のためには経済的な基盤がなくてはならない。経済部門と連携して職業訓練への支援なども視野に入れてはどうか。	就労に関する情報提供や関係機関との調整については、基本目標Ⅲの具体的な施策に位置付けているところであり、公共職業安定所、職業訓練施設等やひとり親家庭支援との連携に取り組んでまいります。
13	DV被害者はPTSDやうつ症などの新たな困難に直面する場合もあるので、継続的で長期的な支援体制を充実させてほしい。	女性相談支援員を中心に、支援対象者の希望によって、つながり続けられる支援の体制づくりに努めてまいります。

### 基本目標Ⅳ「関係機関、民間団体との連携協力」

	意見概要	県の考え方
14	連携先として出入国在留管理庁を明記してはどうか。	連携先の具体的な機関については、ご意見や地域の実情等を踏まえ、今後編成団体を検討しています。
15	民間団体との連携において、「県および市町は注意深く、そして広く市民から、各民間団体についての情報収集に努める」と記載してはどうか。	ご指摘を踏まえ、内容を整理し記載内容について再検討します。
16	民間団体との連携において、「民間団体との連携について、厚生労働省が昨年3月24日に出した、モデル事業である若年被害女性支援事業に携わる民間団体の適格性に関する通知（Q&A）を本事業でも遵守する」と記載してはどうか。	民間団体との具体的な連携については、当該通知（Q&A）等を踏まえ、事業ごとに民間団体の適格性について留意して進めていきたいと思います。
17	県下の全中学校でデータDV防止講座実施を推進るべき。	まずは対人関係が広がり始める高校生を対象に取組みを実施していきますが、学校や家庭などの要望などを踏まえ、対象者の拡大を検討していきます。

## 基本目標V「支援につながる社会づくり」

	意見概要	県の考え方
18	「若年層へのアウトリーチによる支援件数」という支援そのものの成果が入っている点が素晴らしい。支援体制整備のみにならないよう配慮してほしい。また、支援件数10件は、10件／年と明記するべき。	ご意見を踏まえ、「支援件数10件／年」に修正します。
19	若年層への支援体制の取組みについて、学校側との連携を図れるよう取り組まれたい。	若年層の支援体制をいかに行っていくかは大きな課題と考えており、本計画においても若年層への啓発・支援事業等を強化しているところであり、学校との更なる連携強化を図っていきたいと考えています。
20	DV加害者およびDV被害者へのプログラムの導入をお願いしたい。	DV加害者への対応については、法律の内容に即してプログラム等の研究・実施に取り組んでいきます。また、被害者への支援については問題が多岐にわたりプログラムで対応することが難しい面もあるため、女性相談支援員を中心に、個々の支援対象者の状況に応じた支援計画を策定し、支援を実施していきます。
21	困難女性への支援体制の前に、県内事業所に対してジェンダー・バランスの改善に向けた取り組み（正しい姿を全員で共有し、不平等が生まれにくい構造に作り替える）を具体的に計画策定し取り組んでもほしい。	事業所に対する男女共同参画や女性活躍の取組みについては、令和4年3月に策定した第4次福井県男女共同参画計画の「仕事」の分野で方向性を定め、各種施策に取り組んでいます。また、「仕事」分野だけでなく、男女がともに暮らしやすい社会を目指して、「家庭」や「地域」等、全部で5分野の施策の方向性を定め、施策を進めていきます。
22	学校でも男女平等に向けた配慮を示し、ジェンダー・LGBTQに関する授業をすべての児童生徒が受けられるようにするなど、予防の視点を取り入れてほしい。	本計画に位置付けて実施する若年層へのアプローチ（学校へのDV予防啓発等の出前講座等）においては、関係機関と連携して、ジェンダー・LGBTQの内容についても取り入れながら事業展開していきたいと考えています。

## 第5章 計画の推進体制

	意見概要	県の考え方
23	本支援では社会全体からの理解と支援を得る必要があるため、支援調整会議そのものや会議資料等の公開を義務化してはどうか。	ご意見につきましては、今後の事業実施に当たっての参考とさせていただきます。
24	各会議の開催目安を明記してはどうか。少なくとも1回/年度以上は開催されるべき。	各会議の開催目安については年1回以上開催することを想定しています。
25	情報公開をしっかり行い、透明性の高い支援活動となることを望む。	情報公開については、支援対象者の権利擁護を最優先とし、公開が可能なものについては公開するよう努めています。